平成２５年（フ）第１３号
石川県鹿島郡中能登町良川は部22番地
破産者　此下　隆浩
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２０５号
静岡市葵区池ヶ谷東14番44号、旧住所静岡市葵区北2139番地の37
破産者　望月　久人
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０６号
静岡市葵区池ヶ谷東14番44号、旧住所静岡市葵区北2139番地の37
破産者　望月　倫代
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８９号
大阪市中央区日本橋２丁目８番15―905号、開始決定時の住所大阪市天王寺区上本町９―３―12―2001
破産者　川嶋　一修
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７号
兵庫県姫路市家島町真浦1259番地１
破産者　村角寿俊こと　村角　壽俊
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県姫路市忍町207番地　シャトー三和701
破産者　廣岡　照人
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県揖保郡太子町東出229番地18、前住所愛媛県新居浜市庄内町４丁目５番30号
破産者　妻鳥貴己男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１４４１号
広島県廿日市市住吉２丁目10番５号フォブール住吉Ｂ―101
破産者　井上　厚志
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５２号
広島市安佐南区川内４丁目16番４号
破産者　宇野鮮魚店こと　宇野　義美
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１号
広島市東区山根町41番１―303号
破産者　武村　明寛
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６０号
福岡市中央区渡辺通５丁目６番18―1501号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区渡辺通５丁目６番18―1304号
破産者　村上　新一
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４１号
青森市沖館５丁目８番６号
破産者　唐牛　晋也
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６号
大分県宇佐市大字長洲1743番地
破産者　松本　玲子
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５３号
宮崎県児湯郡川南町大字川南11821番地
破産者　山下　政則
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０８号
宮崎市大字小松851番地７　テル・パーク202号
破産者　小田　朋幸
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第６７１号
広島市安佐北区小河原町２番地
破産者　日新木材加工株式会社
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６３号
福岡市早良区東入部２丁目10番17号
破産者　株式会社トライ
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９号
群馬県太田市東矢島町1298番地５
破産者　住地開発株式会社
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７号
岐阜県土岐市駄知町2442番地の１
破産者　三洋陶器株式会社
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所